

2020年2月6日
株式会社 山梨中央銀行

**「新型コロナウイルスにかかるとご相談窓口」の設置および
「山梨中銀災害等特別融資」の取扱開始について**

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、新型コロナウイルスの感染拡大による「中国の海外団体旅行禁止措置」に伴い、被害・影響を受けられた事業者の皆さまからの資金繰りや経営支援に関するご相談・ご要望等にお応えするため、下記のとおりご相談窓口を設置いたします。

また、法人・個人事業主のお客さま向けに特別金利を適用する融資商品「山梨中銀災害等特別融資」の取扱いを開始いたします。

記

1. ご相談窓口の設置

新型コロナウイルスの感染拡大による「中国の海外団体旅行禁止措置」に伴い、被害・影響を受けられた事業者の皆さま向けに、資金繰りや経営支援等のご相談窓口を以下のとおり設置いたします。

設置日：2020年2月6日（木）

| 設置場所 | 受付日 | 対応時間 |
|------|---------------------------|------------|
| 全営業店 | 平日 ※祝日、12/31～1/3は除きます。 | 9:00～15:00 |

2. 「山梨中銀災害等特別融資」の概要

| | |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 新型コロナウイルスの感染拡大により被害・影響等を受けた法人または個人事業主で、原則として当行との融資取引があるお客さま |
| お使いみち | 運転資金または設備資金 |
| ご融資金額 | 5,000万円以内 |
| ご融資形式 | 手形貸付、証書貸付 |
| ご融資期間 | 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内 |
| 据置期間 | 1年以内の元金据置をご利用いただけます。 |
| ご融資利率 | 当行所定の特別金利となります。 |

| | |
|--------|------------------------------|
| 担保・保証人 | 個別案件ごとにご相談させていただきます。 |
| ご返済方法 | 手形貸付：元金一括返済 証書貸付：元金均等分割返済 |
| お取扱期間 | 2020年2月6日（木）～2020年9月30日（水） |

※ お申込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望にそえない場合もございます。

以 上